



■不法投棄・野焼きは犯罪です!!

不法投棄・野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合は、以下の罰則が科されます。



不法投棄とは

廃棄物（ごみ）を定められたルールを守らず、違法に捨てたり埋めたりする行為です。

間違った分別で出されたごみについても、悪質なものは不法投棄にあたる可能性があります。



野焼きとは

野外で廃棄物（ごみ）を燃やす行為です。

野焼きは、その煙や悪臭により、近隣住民とのトラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康に悪影響を及ぼしたり、火災や大気汚染の原因のひとつとなります。



例外として認められている焼却行為

- ・国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（キャンプファイヤーなど）



罰 則

- ・5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。
- ・法人が関わった場合には、その法人にも3億円以下の罰金が科せられます。

■「マイクロビーズクッション」等の捨て方にご注意ください!!

マイクロビーズクッションなどの製品は、破れて中身が飛散してしまうと、近隣の住居や車などに被害が出る可能性があります。

捨てる場合は「マイクロビーズが入っています。」と表記した紙を貼るなど、収集員が見てわかるようにした上で不燃ごみの日に出してください。

